

別表第1（第4条関係）

所得区分	負担額	負担上限月額
生活保護受給世帯	0円	0円
市町村民税非課税世帯	0円	0円
市町村民税課税世帯	基準額の1割	37,200円

- この表において「世帯」とは、利用決定者が属する住民基本台帳上の世帯を原則とする。ただし、利用決定者が障害者である場合に係る「世帯」の範囲については、当該障害者および配偶者とする。
- この表において「市町村民税非課税世帯」とは、その属する世帯の世帯主を含むすべての世帯員が地域生活支援事業を受ける日の属する年度（地域生活支援事業を受ける日の属する月が4月から6月までである場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ）が課されていない者または本市の条例等で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である世帯とする。
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯については、この表中の「生活保護受給世帯」として取扱うものとする。
- この表において「基準額」とは、日常生活用具給付等事業要領別表第1で規定する基準価格をいうものとし、見積額が基準額を上回る場合は、基準額を超える額を利用決定者が負担するものとする。なお、見積額が基準額を下回る場合は、当該見積額を基準額とする。
- この表中の「基準額の1割」について、10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。